

ドライブレコーダー映像の提供に関する協定

岡崎地区安全運転管理連絡協議会（以下「甲」という。）、岡崎幸田交通安全協会（以下「乙」という。）と愛知県岡崎警察署（以下「丙」という。）は、丙管内において発生した事件・事故の早期解決に資するため、甲及び乙に加入する会員並びに協力団体（以下「会員等」という）が保有している車両に搭載されたドライブレコーダーに蔵置された映像（以下「ドラレコ映像」という。）を丙の要請により提供できる協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、会員等が保有するドラレコ映像を活用することにより、甲、乙及び丙が連携して事件・事故の早期解決を目指し、地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。

（運用の基本）

第2条 この協定は、丙が甲及び乙に対して警察業務を委託するものではなく、また、特別な権限を与えたり、義務を課すものではない。

（取組の内容）

第3条 甲及び乙は、丙管内等で保有する車両のドラレコ映像について丙に提供し、協力体制を構築するものとする。

また、丙はドラレコ映像の提供要請にあたり、甲及び乙の会員等の業務に支障が生じないよう、十分な配慮を行うものとする。

なお、ドラレコ映像の迅速な提供により、丙が捜査する事件・事故の早期解決に至ったときは、甲及び乙に対する謝意の表明と本協定の取組の更なる推進に努めるものとする。

（秘密の保護）

第4条 甲、乙及び丙は、この協定の運用に際して知り得た秘密及び個人のプライバシーに関する事項については、これを取組の目的以外に使用し、又は正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

（有効期間）

第5条 この協定は、締結の日から3年間有効なものとする。ただし、甲、乙、丙のいずれかより協定終了の意思表示が示されないときは、その効力は自動的に継続されるものとする。

なお、甲、乙、丙のいずれかより、協定終了又は協定内容変更の意思表示があったときは、その都度協議するものとする。

（運用方法）

第6条 この協定の運用方法については、丙より甲及び乙の事務長へ事件・事故の発生日時、場所を知らせ、事務長から会員等へドラレコ映像の提供を依頼するものとする。その他、詳細については、別に定めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは甲、乙及び丙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定の成立を証するため本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和 7 年 7 月 28 日

甲 岡崎地区安全運転管理連絡協議会

会 長 服部良男

乙 岡崎幸田交通安全協会

会 長 南部 淳

丙 愛知県岡崎警察署

署 長 如 藤 武 嗣